(その1)

受付 2年3.24 高知県選挙管理委員会

収　支　報　告　書

令和　元　年分

（平成　　年　　月　　日開催分）

1 政治団体の名称（ふりがな）しょうえんかい　照援会

2 主たる事務所の所在地　高知市升形2-15　升形ビル2F

3 代表者の氏名　福井　照

4 会計責任者の氏名　佐竹　富美子

事務担当者の氏名　泉　栄恵

（電話）088-820-7558

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- レ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- □ 2以上の都道府県の区域等
- レ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- □ 有
- レ 無

公職の団体の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- レ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- レ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　福井　照

公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定

平成　　年　　月　　日から

平成　　年　　月　　日から

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　　年　　月　　日から

平成　　年　　月　　日から

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		2	9 6 1	4 7 2
（前年からの繰越額）		2	9 6 1	4 4 9
（本年の収入額）				2 3
支出総額		1	0 0 9	7 2 0
翌年への繰越額		1	9 5 1	7 5 2

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				0
員数	人			

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ア) 個人からの寄附				0	
（うち特定寄附）					
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計((ア)+(イ)+(ウ))				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附				0	
小計(ア)+(イ)				0	

(その6)

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計		
1件10万円未満のもの	23	
合　　計	23	

注：　一件当りの額(数回にわたるときはその合計額)が10万円以上のものは個別に記載し、10万円未満のものは一括して「1件10万円未満のもの」の欄に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	9,720	
小計	9,720	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	（ア＋イ＋ウ＋エ）
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	1,000,000	
(6) その他の経費	0	
小計	1,000,000	
合計	1,009,720	

注：政治活動費の各項目については、それぞれ(その15)が必要です。
資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、経常経費(人件費を除く。)の各項目については、それぞれ(その14)が必要です。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳						項目別区分　事　務　所　費.(　手　数　料,　)			
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円					
この頁の小計				0					
その他の支出			9	7	2 0				
合計			9	7	2 0				

注1: 資金管理団体は一件5万円以上の支出、国会議員関係政治団体は1件1万円を超える支出(数回にわたって支出している場合は年間の合計額。)は、全て個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」)を添付してください。一件5万円未満の支出あるいは1件1万円以下の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。
注2: 右上の項目別区分の()ごとにページを分けて記載し、()ごとの記載が1ページ以上になる場合は、「その他の支出」を「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分　寄　附　・　交　付　金（　寄　附　金　）			
支　出　の　目　的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
寄付金	十億 百万 千 円 1,000,000	H31.4.19	福井てる後援会	高知市升形2-15　升形ビル2F	
この頁の小計	1,000,000				
その他の支出	0				
合　計	1,000,000				

注1: 資金管理団体は一件5万円以上の支出、国会議員関係政治団体は1件1万円を超える支出（数回にわたって支出している場合は年間の合計額。）は、全て個別に記載し、領収書の写し（銀行振込の場合は振込の写しと、「振込明細書に係る支出目的書」）を添付してください。一件5万円未満の支出あるいは1件1万円以下の支出は「その他の支出」欄にそれらの計を一括して記載してください。

注2: 右上の項目別区分の(　)ごとにページを分けて記載し、(　)ごとの記載が1ページ以上になる場合は、「その他の支出」を「合計」の欄は各々の最後のページに記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

注:　政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

（その20）

宣　　誓　　書

添 付 書 類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 2 年 3 月 24 日

政治団体の名称　照援会

会計責任者の氏名　佐竹 富美子　印

（代表者の氏名　　印

注：　代表者の氏名は、解散に係る報告年分のみ記載してください。解散の場合、解散届けも必要です。

＊　会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和２年　３月１８日

照援会
　代表　福井　照　殿

登録政治資金監査人　岡田康彦
登　録　番　号　第　１００６　号
研修終了年月日　平成２１年２月５日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、照援会の令和１年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、照援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

照援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、照援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上